

議案第 10 号

橋本市浄水場更新等事業事業者選定委員会条例について

橋本市浄水場更新等事業事業者選定委員会条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 橋本市浄水場更新等事業事業者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 橋本市水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が行う橋本市浄水場 1 系設備外更新・水道施設維持管理事業の実施に伴い、その設計施工及び維持管理を行う者(以下「事業者」という。)の候補者を選定するため、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づき橋本市浄水場更新等事業事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、管理者の求めに応じ、事業者の選定に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員
- (3) その他管理者が特に必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者の決定の日までとする。ただし、管理者が必要があると認めた場合は、任期を延長することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が招集できない場合は、管理者が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 委員会の議事は、参加委員の総意をもって決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(秘密保持)

第 7 条 委員は、委員会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

第 2 条 この条例は、令和 3 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。